

新型コロナウイルス感染症等に係る町税制度についてのお知らせ

町税の納税について

徴収の猶予（特例制度）

対象となる町税について、対象要件①と②のいずれも満たす場合、申請し許可されると、原則1年間、徴収の猶予を受けることができます。担保の提出は不要で、延滞金もかかりません。

○対象となる町税

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの

※年金や給与から特別徴収されているものは対象外

○対象要件

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、前年同期に比べて概ね20%以上減収していること。
- ② 一時に納税が困難であること。

○申請期限：納期限まで（原則、納期限ごとの申請が必要です。）

個人の町・道民税について

イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除の適用に係る対応

政府の自粛要請を踏まえて中止された一定の文化芸術・スポーツイベントについてチケットの払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額が所得税において寄附金控除の対象となるものについては、個人の町・道民税においても寄附金税額控除の対象となります。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額については、控除限度額の範囲内で個人の町・道民税から控除されます。

軽自動車税（環境性能割）について

臨時的軽減の延長

軽自動車を取得した場合、軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

固定資産税について

中小企業者等に対する令和3年度固定資産税・都市計画税の課題標準の特例

新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等が所有する事業の用に供する家屋及び償却資産（土地は対象になりません）を来年度（令和3年度）に限り、固定資産税・都市計画税を軽減します。

○軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高を前年の同期間と比較し、売上高の減少率に応じた軽減を適用します。

売上高の減少率	30%以上50%未満	50%以上
軽減の割合	2分の1	全額

○申請期限：令和3年1月31日

※申請手続きの詳細については、決定後、町ホームページでお知らせいたします。

生産性向上設備等に係る課税標準の特例の拡充・延長

現在、本町が策定した「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等が新たに投資した設備については、一定の要件を満たした場合、投資後3年間、固定資産税が軽減されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物（※）を追加するとともに、令和3年3月31日までとなっている適用期限を2年間延長します。
※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など

※各制度についての詳細は、町ホームページをご覧ください。ただか電話でお問合せください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116（町税の納付について）

課税グループ ☎21-2115（個人の町道民税、軽自動車税（環境性能割）、固定資産税について）

新型コロナウイルス感染症等に係る道税制度についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症等の影響により道税の納税や申告等が困難な場合には、次の制度があります。

納税の猶予について

事業収入の減少等により道税を一時に納税できない場合は、申請によって1年以内の期間に限り、納税の猶予が適用される場合があります。

申告期限等の延長について

道税の申告・申請・請求等について、期限までに行うことが困難な場合は、申請によって、その期限が延長される場合があります。

問合せ 小樽道税事務所 納税課 ☎0134-23-9441（納税猶予）

課税課 ☎0134-23-9492（申告期限延長）